

市内で飲食店等を営んでいる事業者の皆様へ

本市における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、事業経営に著しい影響を受けている対象業種の事業者の皆様へ事業継続のための給付金をお支払いいたします。

◆ 対象者(下記事項すべてに該当する事業者。原則、市税に滞納がある場合は対象外)

- ・令和4年4月1日時点で本市において以下の表に記載した事業を営む事業者
 - ・中小企業基本法に規定する中小企業者(個人事業者含む)であり、令和4年2月～4月いずれかひと月の売上が平成31年～令和3年の同月比80%未満の事業者。
- ※令和3年4月2日以降に事業を開始した場合は、令和4年2月～4月までのいずれかひと月と、事業を開始した日の翌月から令和4年1月までのいずれかひと月の売上額を比較

◆ 支給内容(事業の状況により複数の業種への申請が可能です。)

支給要件 / 業種		① 飲食店 ^{※1}	② 旅行業	③ 酒類卸売業及び酒小売業 ^{※2}
		1店舗 ^{※3} につき		
基本金額	売上げ比較が50%以上80%未満	<u>100,000円</u>		
	売上げ比較が0%以上50%未満	<u>150,000円</u>		
加算金額	賃貸借料を支払い営業する場合(①②③共通)	<u>50,000円</u> を加算		
	宴会場を有する場合(①のみ対象)	50㎡以上100㎡未満の宴会場を有する場合		
		<u>50,000円</u> を加算		
		100㎡以上の宴会場を有する場合		
		<u>100,000円</u> を加算		

※1 配達・持ち帰りのみを行う方と一般消費者向けに常時飲食の提供を行っていない方は除く

※2 フランチャイズ契約等で事業を行っている方は除く

※3 市内に所在する店舗のみ対象

申請方法等については裏面をご覧ください。

◆ 申請方法及び申請期限(※別紙記載例を参考にご記入ください)

同封の申請書に必要事項を記入し、押印のうえ下の必要書類を添えて、下記送付先に
原則郵送にて提出してください。

申請期限 **令和4年6月30日(木)** ※当日消印有効

◆ 必要書類(※各業種で必要書類が違いますのでご注意ください)

【全業種共通】

- ・売上額の減少状況が確認できる帳簿等の写し
- ・振込口座の写し(口座名義人(カタカナ)の記載されたページ)
(賃貸借料加算を受ける場合)
- ・店舗(事業所)の賃借料を支払っていることが分かる書類の写し(賃貸借契約書等)

【飲食店】

- ・令和4年4月1日時点での全店舗分の食品衛生法第52条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し
- ・宴会場を有する飲食店は、宴会場を有することとその面積が分かる書類の写し

【旅行業】

- ・令和4年4月1日時点での全店舗分の旅行業法第3条の規定による登録を受けたことが分かる書類の写し

【酒類卸売業及び酒小売業】

- ・令和4年4月1日時点での酒税法第21条の規定による免許を受けたことが分かる書類の写し

◆ その他

- ・給付金の支給までは申請から1ヶ月程度の時間を要します。
- ・ご不明な点等ございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。

申請書送付先
(お問い合わせ先)

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
新庄市 商工観光課 企業立地・商工振興室
TEL:0233-29-5847 FAX:0233-22-0989